

割賦販売法・自主ルール研修（FAQ）

■項目

1. 割賦販売法・自主ルール研修全般について
2. 一般研修（Eラーニング方式）について
3. 一般研修（講師派遣制度）について
4. 講師育成研修について
5. 講師更新研修について
6. 研修受講の申込みについて
7. コンプライアンス研修について
8. 会員主催研修について

※ 詳細は、別掲の「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」をご参照ください。

1. 割賦販売法・自主ルール研修全般について

質問	回答
Q 1. 研修対象者を教えてください。	A 1. 包括信用購入あっせん業者である会員、個別信用購入あっせん業者である会員、及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者である会員が研修対象会員となります。 この研修対象会員において、包括信用購入あっせん業務又は個別信用購入あっせん業務（以下「信用購入あっせん業務」という）、及びクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する <u>役職員の全員が受講対象</u> になります。 受講対象者別に、コンプライアンス研修、一般研修、講師育成研修、講師更新研修があります。
Q 2. コンプライアンス研修の受講対象者を教えてください。	A 2. 研修対象会員であって、当協会に届出をしている <u>会員代表者並びに信用購入あっせん業務を担当する役員及びクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を担当する役員が受講対象者</u> となります。担当する役員が複数名いる場合には全員受講対象となります。 ※一般の役職員の方も受講可能です。
Q 3. コンプライアンス研修の受講サイクルを教えてください。	A 3. <u>毎年度</u> 、受講し修了させる必要があります。
Q 4. 一般研修の受講対象者を教えてください。	A 4. 信用購入あっせん業務に従事する職員及びクレジットカード番号等取扱に係る業務に従事する職員全員が対象になります。 これらの方々は <u>一般研修の受講が基本</u> になります。 コンプライアンス研修対象者以外の方は、まず、この一般研修を受講してください。
Q 5. 一般研修の研修受講サイクルを教えてください。	A 5. 研修計画を策定し、修了した日が属する年度の翌年度から <u>3年度以内に受講・修了</u> してください。 また、新入社員など新たに業務に従事する職員については、できる限り早く受講・修了させるようにしてください。 なお、新たに研修対象会員となったときは、原則として <u>研修対象会員となった時から1年以内に受講対象職員を受講・修了</u> させてください。

<p>Q 6. 非正規職員も全員一般研修を受講しないといけないのでしょうか？</p>	<p>A 6. <u>信用購入あっせん業務に従事する非正規職員及びクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に従事する非正規職員全員が対象</u>になります。</p> <p>ただし、書類の仕分けなど割賦販売法及び自主ルールの義務に違反するおそれがないと認められる職務に従事する役職員は研修対象から除外されます。対象除外となる基準は次のとおりです。</p> <p>(1) 職務内容による基準 担当する業務が単なる事務処理であって、割賦販売法及び自主ルールの義務に違反するおそれがないと認められる職務に従事する者。 例えば、以下のような業務が該当する。 イ 書類の仕分け又は整理 ロ 郵便物等の発送又は整理 ハ 電話の取次ぎ ニ データの入力（個人情報を含まないものに限る。ただし、個人情報を含むデータ入力の場合であっても、認定個人情報保護団体が定める個人情報保護指針に基づき、個人情報保護に関する研修を受講している者は対象外にすることができる） ホ クレジット申込書又はカード申込書等の担当部署等への取次ぎ（募集行為を行わない場合に限る）</p> <p>(2) 雇用期間による基準 連続した雇用期間が3ヵ月以内である者（担当する業務が限定されており、当該業務を遂行するに際して最小限の権限のみを有する者に限る）。 最小限の権限とは、あらかじめマニュアル等で当該職員が選択できる対応方法及び選択をするための要件が定められ、その範囲内で判断する権限をいう。</p>
<p>Q 7. 一般研修の受講方法を教えてください。</p>	<p>A 7. 協会提供のEラーニング研修、講師派遣制度を利用した研修、又は講師資格者による会員主催研修のいずれかを受講していただく方法があります。</p>
<p>Q 8. 講師育成研修の受講対象者を教えてください。</p>	<p>A 8. <u>受講しようとするときから原則前3年度以内に、一般研修において、当該研修を修了した役職員で、講師になろうとする者</u>であれば受講できます。</p>
<p>Q 9. 講師更新研修の受講対象者を教えてください。</p>	<p>A 9. 講師資格の有効期間内に講師資格を更新しようとする者です。</p>
<p>Q10. 会員主催研修を実施しない場合でも講師資格者は必ず設置しなければならないのでしょうか？</p>	<p>A10. <u>社内教育体制の整備に資するために、講師資格者を置かなければなりません。</u> 講師資格者の役割は、会員主催研修の研修講師を務めることだけでなく、<u>受講対象職員に対して質問等への回答及び助言を行うことや、割賦販売法及び自主ルールに関し社内において実務と関連付けた観点から日常的に助言を行うこと等を通じ、社内教育体制の整備に資するよう務めること</u>です。</p>

<p>Q11. 講師資格者は何人設置すればよいのですか？</p>	<p>A11. 一律の設置基準はありません。 会員によって、従業員規模や営業所数等の社内組織等が異なりますので、これらを勘案し、割賦販売法及び自主ルールを踏まえた適正な業務を行うのに必要な人数を会員において判断してください。 なお、講師資格者の人数については、社内規則等で定める必要があります。</p>
----------------------------------	---

2. 一般研修（Eラーニング方式）について

質問	回答
<p>Q1. 受講するにあたって、要件はありますか？</p>	<p>A1. 講師資格者を設置している（社内教育体制の整備が図られている）ことが要件となっています。</p>
<p>Q2. はじめて自主ルール研修を受講する者がEラーニング方式の研修を受講することは可能ですか？</p>	<p>A2. 可能です。新入社員のような新たに受講対象者になった方も受講できます。ただし、上記Q1. の受講要件を満たしている会員に限ります。</p>
<p>Q3. Eラーニング方式の研修に修了要件はありますか？</p>	<p>A3. <u>受講開始後90日以内（受講開始日含む）に各研修コース内に設定されたテストに全問正解することで修了となります。その期間内に修了しない場合は、再度受講となり、別途受講料がかかります。</u> なお、研修テキストを使用することが前提ですので、テストは原則研修テキストから出題されます。</p>
<p>Q4. 受講するためには、まずどうすればよいですか？ （申込責任者登録）</p>	<p>A4. Eラーニングを受講するためには、JCA資格NET（以下、資格NETという。）にて「申込責任者登録」が必要となります。そのうえで、資格NETから申込みをお願いします。 詳しくは「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を参照してください。 ※資格NETへの受講者アカウント登録はいつでも可能ですが、受講申込みはコース開講後に可能となります（7月上旬を予定）。</p>
<p>Q5. テキストは必要ですか？</p>	<p>A5. 受講する研修の種類ごとに、以下の各研修テキストを使用します。テキストについては、受講画面上でデータをダウンロードしていただくか、別途購入してご使用ください。</p> <p>(1) 包括信用購入あっせん業務編（2026年度版） (2) クレジットカード番号等取扱契約締結業務編（2026年度版） (3) 個別信用購入あっせん業務編（2026年度版）</p> <p>※ <u>カード総合研修を実施する場合は、(1)のテキストをご使用ください。(2)のテキストを使用する必要はありません。</u> ※ <u>合同①、②、③研修を実施する場合は、それぞれ以下のテキストをご使用ください。</u></p> <p>合同①研修、合同②研修・・・(1)と(3)のテキスト 合同③研修・・・(2)と(3)のテキスト</p>

<p>Q 6. 申込責任者のIDとパスワードはいつ、どうやって届きますか？</p>	<p>A 6. 「申込責任者 新規登録」で登録されたメールアドレス宛に、ID（会員番号）と初期パスワードを通知します。 メール受信後ログインし、新規パスワード設定を行ってください。</p> <p>送信元アドレス:kenshu@jcredit.jp</p>
<p>Q 7. 受講者アカウント登録の方法を教えてください。</p>	<p>A 7. 申込責任者としてログイン後、受講者アカウント登録が可能です。<u>登録は、すべて申込責任者が行ってください。</u> ※協会での一括登録は行いません。具体的な登録方法に関しては、「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」または「利用マニュアル」を参照してください。</p>
<p>Q 8. 受講者アカウント登録をしたら、すぐに受講できますか？</p>	<p>A 8. 受講したい研修が開講中であればすぐに受講できます。受講者のIDとパスワード（どちらも申込責任者で設定可能）は受講者アカウント登録後、申込責任者から受講者にご連携ください。 ※受講者アカウント登録時に限り、システムから受講者へIDとパスワードを通知することも可能です。 ※本年度の開講日は、2026年7月上旬を予定しております。 ※受講者アカウント登録がされていない方は、資格NETでの研修が受講できません。</p>
<p>Q 9. 受講期間の90日は、どこを起算点と考えるのですか？</p>	<p>A 9. 受講者の方がログイン後、受講コースを選択し“このコースを受講”を押下した時点を受講開始日とし、その日を含み90日となります。 ※2027年3月12日（金）23：59を過ぎますと、年度内に受講修了することが出来なくなりますので、ご注意ください。 ※申込責任者画面で各受講者の受講期間が確認できます。</p>
<p>Q10. 例えば3月1日に受講開始した場合、90日後の5月29日までに受講修了すればよいですか？</p>	<p>A10. 2027年3月12日（金）23：59を過ぎますと、受講出来なくなります。必ずそれまでに受講修了するようにしてください。</p>
<p>Q11. 受講期間を延長することはできますか？</p>	<p>A11. 受講期間の延長はできません。</p>
<p>Q12. 期限内に受講を修了することが出来なかった場合で、同年度内に再度受講者登録をする際、どのようにすればよいですか？</p>	<p>A12. 受講者登録にあたって、当該受講者に対し同じIDを再度附番することは出来ないため、新しいIDで登録してください。</p>
<p>Q13. 受講者がログイン後に行うことはありますか？</p>	<p>A13. ログイン後、「パスワード設定及び情報入力」が表示されますので、新しいパスワードを設定してください。その後、受講コースを選択し、「このコースを受講」をクリックし受講してください。</p>

<p>Q14. 申込責任者が受講者の進捗状況を確認することはできますか？</p>	<p>A14. 可能です。学習履歴の取得方法は2つあります。</p> <p>①WEB画面上で表示・確認 ②CSV形式にて一覧でダウンロード</p> <p>詳しい手順は「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修実施要領」または「利用マニュアル」を参照してください。</p>
<p>Q15. 受講料の請求はいつされますか？</p>	<p>A15. 毎月20日までに受講開始された方の分は、翌月上旬までに請求書を送付します。</p> <p>ただし、締め日までに<u>受講開始した受講者数</u>に応じて請求しますので、締め日までに申込みした受講者数＝請求額の算定根拠とはなりません。</p>

3. 一般研修（講師派遣制度）について

質 問	回 答														
<p>Q1. Eラーニング以外に一般研修（協会主催研修）を受講する方法はありますか。</p>	<p>A1. 講師派遣制度による一般研修があります。実施方法には「リモート方式」と、「集合方式（対面）」があります。</p>														
<p>Q2. 研修の時間はどれくらいでしょうか？</p>	<p>A2. 以下の所定時間（理解度測定含む）になります。</p> <table border="1" data-bbox="683 1021 1501 1294"> <tr> <td>包括研修</td> <td>2時間30分以上</td> </tr> <tr> <td>ACQ研修</td> <td>2時間30分以上</td> </tr> <tr> <td>個別研修</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>カード総合研修(包括・ACQ)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>合同①研修(包括・ACQ・個別)</td> <td>4時間30分以上</td> </tr> <tr> <td>合同②研修(包括・個別)</td> <td>4時間以上</td> </tr> <tr> <td>合同③研修(ACQ・個別)</td> <td>4時間以上</td> </tr> </table> <p>※ACQ:アクワイアラ (クレジットカード番号等取扱契約締結事業者)</p>	包括研修	2時間30分以上	ACQ研修	2時間30分以上	個別研修	3時間以上	カード総合研修(包括・ACQ)	3時間以上	合同①研修(包括・ACQ・個別)	4時間30分以上	合同②研修(包括・個別)	4時間以上	合同③研修(ACQ・個別)	4時間以上
包括研修	2時間30分以上														
ACQ研修	2時間30分以上														
個別研修	3時間以上														
カード総合研修(包括・ACQ)	3時間以上														
合同①研修(包括・ACQ・個別)	4時間30分以上														
合同②研修(包括・個別)	4時間以上														
合同③研修(ACQ・個別)	4時間以上														
<p>Q3. 講師派遣制度を利用した一般研修について、入会間もない会員しか申し込めませんか？</p>	<p>A3. 申し込みにあたって特に制限はございません。</p> <p>新入社員及び異動等により信用購入あっせん業務やクレジットカード番号等取扱契約締結業務に初めて従事する役職員や、入会後間もない会員の役職員を対象とすることを想定しておりますが、当該条件にあてはまらなくてもお申込みいただけます。</p>														
<p>Q4. 理解度測定において、修了基準を満たさなかった場合にはどうなるのですか？</p>	<p>A4. 修了の基準を満たさなかった者については、再度講義から受講してください。ただし、再受講される場合は別途受講料がかかります。</p>														

4. 講師育成研修について

質 問	回 答						
Q 1. 講師育成研修には、どのような受講方法がありますか。	A 1. 講師育成研修は、動画配信方式での受講となります。その他、講師派遣制度を利用した受講も可能です。その場合の実施方法は、「リモート方式」と、「集合方式（対面）」があります。						
Q 2. 講師育成研修の動画視聴時間はどれくらいですか？	<p>A 2. 以下の所定時間（理解度測定含む）になります。</p> <table border="1" data-bbox="687 495 1522 685"> <tr> <td>包括講師育成研修</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 時間程度</td> </tr> <tr> <td>A C Q講師育成研修</td> </tr> <tr> <td>個別講師育成研修</td> </tr> <tr> <td>カード総合（包括・A C Q）講師育成研修</td> </tr> <tr> <td>合同①（包括・A C Q・個別）講師育成研修</td> </tr> </table> <p>合同②（包括・個別）、合同③（A C Q・個別）研修の動画配信は行いません。講師派遣制度で実施し、所定時間は同様です。</p>	包括講師育成研修	2 時間程度	A C Q講師育成研修	個別講師育成研修	カード総合（包括・A C Q）講師育成研修	合同①（包括・A C Q・個別）講師育成研修
包括講師育成研修	2 時間程度						
A C Q講師育成研修							
個別講師育成研修							
カード総合（包括・A C Q）講師育成研修							
合同①（包括・A C Q・個別）講師育成研修							
Q 3. 研修テキストは何を使うのですか？	<p>A 3. 研修に使用するテキストは「講師研修テキスト 2026年度版」と、以下のテキスト（一般研修用）です。</p> <p>①包括信用購入あっせん業務編<2026年度版> ※カード総合講師育成研修の場合、こちらのテキストとなります。</p> <p>②クレジットカード番号等取扱契約締結業務編<2026年度版></p> <p>③個別信用購入あっせん業務編<2026年度版></p> <p>テキストはデータでの提供となります。製本されたものをご希望の場合は、別途購入ください。 ※講師派遣制度による集合方式の場合のみ、事前に製本されたテキストを無料でお送りいたします（送料は協会負担）。</p>						
Q 4. 講師育成研修の修了要件を教えてください。	<p>A 4. 指定された研修時間（上記Q 2. 参照）を受講し、かつ、理解度測定において<u>9割以上の正解で修了</u>となります。理解度測定では、<u>教材等の持込ができます</u>。</p> <p>なお、<u>7割以上9割未満の正解の場合は、一般研修を修了したものとみなされます</u>。</p>						
Q 5. 講師育成研修の内容を教えてください。	<p>A 5. 講師として必要な知識等を習得するための内容です。割賦販売法・自主ルールの内容については、理解していることが前提となります。</p> <p>このため、一般研修を修了していることが受講要件となります。</p>						
Q 6. 一般研修を修了していないと受講できませんか？	<p>A 6. 受講しようとするときから原則前3年度以内に、同区分の一般研修を修了していることが受講要件となります。</p> <p>※講師育成研修の受講日までに一般研修の修了が確認できれば受講可能です。</p>						
Q 7. 受講要件の一般研修の修了は、会員主催研修でもよいですか？	A 7. 会員主催研修でも結構です。						

<p>Q 8. 講師育成研修を受講しましたが、理解度測定で9割以上得点できず、未修了となった場合、年度内に再度受講することができますか？</p>	<p>A 8. 可能です。講師育成研修の受講回数に制限はありません。ただし、再受講される場合は別途受講料がかかります。</p>
--	---

5. 講師更新研修について

質問	回答
<p>Q 1. 講師更新研修には、どのような受講方法がありますか。</p>	<p>A 1. 講師更新研修は、動画配信方式での受講となります。その他、講師派遣制度を利用した受講も可能です。その場合の実施方法は、「リモート方式」と、「集合方式（対面）」があります。</p>
<p>Q 2. 講師更新研修の研修時間はどれくらいですか？</p>	<p>A 2. 2時間程度を目途に実施いたします。</p>
<p>Q 3. 研修テキストは何を使うのですか？</p>	<p>A 3. 研修に使用するテキストは「講師研修テキスト 2026年度版」と、以下のテキスト（一般研修用）です。</p> <p>①包括信用購入あっせん業務編<2026年度版> ※カード総合講師更新研修の場合、こちらのテキストとなります。 ②クレジットカード番号等取扱契約締結業務編<2026年度版> ③個別信用購入あっせん業務編<2026年度版></p> <p><u>テキストはデータでの提供となります。製本されたものをご希望の場合は、別途購入ください。</u> ※講師派遣制度による集合方式の場合のみ、事前に製本されたテキストを無料でお送りいたします（送料は協会負担）。</p>
<p>Q 4. 講師更新研修の修了要件を教えてください。</p>	<p>A 4. 講師更新研修を受講した者のうち、指定した研修内容を所定の研修時間（上記Q 2. 参照）受講し課題ワークを提出した者を、講師更新研修の修了者と認定します。<u>※理解度測定は行いません。</u></p>
<p>Q 5. 講師資格者は講師更新研修を受講・修了すれば、一般研修を受講・修了しなくてもよいですか？</p>	<p>A 5. 講師資格者は、講師資格の期限内に講師更新研修を受講・修了すれば、一般研修を受講する必要はありません。</p>
<p>Q 6. クレカウンセラーに認定され、講師資格を取得した場合にも、更新研修の受講・修了は必要ですか？</p>	<p>A 6. クレカウンセラーに認定された場合でも、講師資格の期限内に講師更新研修を受講・修了しないと講師資格は更新されません。なお、講師資格を失効してもクレカウンセラー資格は失効しません。</p>
<p>Q 7. 講師更新研修の内容を教えてください。</p>	<p>A 7. 講師資格者の能力の維持及び向上を図るための内容です。</p>

<p>Q 8. 講師更新研修は登録区分に応じた研修コースになっているのですか？</p>	<p>A 8. 各登録区分（包括, 個別, A C Q）に応じ、4つの研修コース（カード総合, 個別, A C Q, 合同）となっています。</p> <p>※包括区分のみの方はカード総合講師更新研修をご受講ください。 ※包括、個別、A C Qの3つの講師資格を更新されたい場合は、合同講師更新研修をご受講ください。</p>
<p>Q 9. 講師資格の有効期間はどのようになっていますか。</p>	<p>A 9. 講師資格認定（又は現講師資格者の更新研修の修了）の日から3年を経過した日が属する年度の末日までとなっています。</p> <p>例えば、2023年7月2日に講師資格を取得した場合は、2026年7月1日に3年が経過するので、その日が属する年度は2026年度ということになります。このため、2027年3月31日までが講師資格の有効期間となり、その日までに講師更新研修を受講することとなります。</p>

(例) 2023年度に講師資格を認定された方の場合



<p>Q10. 講師資格の有効期間満了日までに講師更新研修を受講できませんでした。どのようにしたらよいのですか？</p>	<p>A10. 講師資格の有効期間の満了日の考え方は、講師資格認定日（講師更新研修の受講日）から3年を経過した日が属する年度の末日（毎年3月31日）となります。</p> <p>ただし、病欠や産休等やむを得ない事由がある場合（事前の申し出が必要。下記Q11. 参照）で、この有効期間中に講師更新研修を受講できない場合には、1年間（毎年3月31日まで）受講期間を延長することが認められます。</p> <p>なお、この1年間で講師更新研修を受講し、研修の修了認定の可否が決定されるまでの間、講師資格は停止となりますので、会員主催研修の講師を務めることはできません。</p>
<p>Q11. 上記Q10. の「やむを得ない事由」とはどのような事由ですか。その場合はどのような手続きをとればよいのですか？</p>	<p>A11. 有効期間の満了日までに講師更新研修を受講できない「やむを得ない事由」とは、受講対象者が病欠等であったときで、協会がその事由を認めた場合です。受講対象者の業務都合や異動など会員の都合によるものは「やむを得ない事由」に該当しません。</p> <p>「やむを得ない事由」の協会への届出は、当該受講対象者の講師資格満了日が属する年度内までに会社の申込責任者からお願いいたします。</p>

<p>Q12. 講師資格の有効期間の満了日までに講師更新研修を受講できない場合は、講師資格は失効するのですか？</p>	<p>A12. 講師資格の有効期間の満了日までに講師更新研修を受講できない場合は、協会が保存する講師資格者台帳から削除され、失効となります。</p> <p>協会へ「やむを得ない事由」を届出された場合は、有効期間満了日から1年間（毎年3月31日まで）までは講師資格者台帳から削除されませんので、その間に講師更新研修を受講してください。</p> <p>なお、講師資格を更新しない場合には、定められた期間内に一般研修を受講・修了してください。</p>
<p>Q13. 講師更新研修の受講対象者はリストが送られてくるのですか？</p>	<p>A13. 受講対象者リストの送付や当協会からの受講確認はしません。</p> <p>資格NETの資格管理画面にて、「今年度有効期間切れ」にチェックを入れて受講対象者を検索のうえ、各社策定の研修計画に基づいて受講させてください。</p>

6. 研修受講の申込みについて

質 問	回 答
<p>Q1. 自主ルール研修の申込方法を教えてください。</p>	<p>A1. 申込責任者を設定の上、資格NET (https://j-credit.s-lms.net/) からログインして申込みしてください。</p> <p>講師派遣制度については、「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」の申込用紙をご利用ください。</p> <p>いずれも具体的な申込方法は、「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」をご確認ください。</p>
<p>Q2. 資格NETでの申込締切はいつですか？</p>	<p>A2. 資格NETから申しいただく研修については、特段申込締切期限を設けておりません。各研修の閉講日までに申込み・受講修了してください。</p> <p>詳しくは「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」をご確認ください。</p>
<p>Q3. 資格NETのページに移行するにはどうすればいいですか？</p>	<p>A3. 協会ホームページ ⇒ 活動の下部の「JCA資格ネット」をクリックし、資格NET画面に遷移してください。</p> <p>トップページのお知らせ欄に「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を掲載していますのでご確認ください。</p>
<p>Q4. 資格NETからログインする手順を教えてください。</p>	<p>A4. 資格NET画面左上の入力欄に、ユーザーIDとパスワードを入力しログインしてください。</p> <p>※ 割賦販売法・自主ルール研修の申込責任者は1社につき1名のみ設定可能です。資格NETから、申込責任者の変更ができます。</p>
<p>Q5. 資格NETで受講者の情報変更はできますか？</p>	<p>A5. 申込責任者は、資格NET上で受講者のユーザーIDやメールアドレスの変更ができます。なお、氏名変更は資格NETからできませんので、協会にご連絡ください。</p>

7. コンプライアンス研修について

2026年度のコンプライアンス研修については、別途、9月頃に「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 コンプライアンス研修」ご案内を、協会の会員専用ページならびに資格NETに掲載し、併せて申込責任者様宛にメール配信にてご連絡いたしますので、ご参照ください。

8. 会員主催研修について

質問	回答
Q1. 実施の方法を教えてください。	A1. 対面による集合方式での研修が基本となります。
Q2. 研修テキストは何を使うのですか？	<p>A2. 集合方式・Eラーニング方式にかかわらず、協会作成の各研修テキストを使用することが基本です。テキストは、以下のものを使用します。<u>下記以外の過去のテキストの使用は不可となります。</u></p> <p>(1) 包括信用購入あっせん業務編<2026年度版> (2) クレジットカード番号等取扱契約締結業務編<2026年度版> (3) 個別信用購入あっせん業務編<2026年度版></p> <p><u>※カード総合研修を実施する場合は、(1)のテキストをご使用ください。(2)のテキストを使用する必要はありません。</u></p> <p><u>※合同①、②、③研修を実施する場合は、それぞれ以下のテキストをご使用ください。</u></p> <p>合同①研修、合同②研修・・・(1)と(3)のテキスト 合同③研修・・・(2)と(3)のテキスト</p> <p>また、各研修テキストと併せて、会員において特有の業務内容に関する事項がある場合は、会員が当該事項に関する内容の教材資料を作成し、研修を行うこともできます。なお、上記テキストは、PDFファイルによるデータ提供(無料)も行います。会員主催研修においては、受講者全員がそれぞれ本テキスト(データを含む。)を使用して受講してください。</p>
Q3. テキストはどのように購入することができますか？	<p>A3. テキスト購入の方法は、2通りあります。</p> <p>①資格NETにログインし、直接お申込みください。 ②「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」の「割賦販売法・自主ルール研修テキスト申込書」に必要事項をご記入のうえ、以下の宛先にメール又はFAX、郵送等にてお申し込みください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 住生日本橋小網町ビル6階 一般社団法人日本クレジット協会 自主規制部 行 メール：kenshu@jcredit.jp TEL：03-5645-3303 (割賦販売法・自主ルール研修担当直通) FAX：03-5643-0080</p> </div> <p>※ 同一テキストを100部以上の購入の場合、当該テキストについては1割引となります。ただし、送付先は1ヶ所に限らせていただきます。 例)・包括テキスト120部ご購入の場合…割引適用 ・包括テキスト30部と個別テキスト70部ご購入の場合…<u>割引適用なし</u></p> <p>※ 送料は協会にて負担します。</p>

<p>Q 4. 一般研修の研修時間はどれくらい時間を確保しなければいけないのでしょうか？</p>	<p>A 4. 以下の研修時間（理解度測定含む）を確保してください。</p> <table border="1" data-bbox="608 264 1425 539"> <tr> <td>包括研修</td> <td rowspan="2">2時間30分以上</td> </tr> <tr> <td>A C Q研修</td> </tr> <tr> <td>個別研修</td> <td rowspan="2">3時間以上</td> </tr> <tr> <td>カード総合（包括・A C Q）研修</td> </tr> <tr> <td>合同①（包括・A C Q・個別）研修</td> <td>4時間30分以上</td> </tr> <tr> <td>合同②（包括・個別）研修</td> <td rowspan="2">4時間以上</td> </tr> <tr> <td>合同③（A C Q・個別）研修</td> </tr> </table> <p>また、所定の研修時間を満たす場合は、年度内に分割して実施することもできます。</p> <p>なお、2巡目以降の一般研修受講対象者については、研修テキストの趣旨等を中心に短縮した時間で行なう一般研修で実施することもできます。その際の研修時間や実施要領は以下の通りです。</p> <p>対 象：一般研修更新受講者（2巡目以降の受講者） 研修時間：以下のとおり（理解度測定30分を含む） <u>※理解度測定への、教材等の持込は不可となります。</u></p> <table border="1" data-bbox="568 920 1425 1182"> <tr> <td>包括研修</td> <td rowspan="3">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>A C Q研修</td> </tr> <tr> <td>個別研修</td> </tr> <tr> <td>カード総合（包括・A C Q）研修</td> <td rowspan="2">3時間以上</td> </tr> <tr> <td>合同①（包括・A C Q・個別）研修</td> </tr> <tr> <td>合同②（包括・個別）研修</td> <td rowspan="2">2時間30分以上</td> </tr> <tr> <td>合同③（A C Q・個別）研修</td> </tr> </table>	包括研修	2時間30分以上	A C Q研修	個別研修	3時間以上	カード総合（包括・A C Q）研修	合同①（包括・A C Q・個別）研修	4時間30分以上	合同②（包括・個別）研修	4時間以上	合同③（A C Q・個別）研修	包括研修	2時間以上	A C Q研修	個別研修	カード総合（包括・A C Q）研修	3時間以上	合同①（包括・A C Q・個別）研修	合同②（包括・個別）研修	2時間30分以上	合同③（A C Q・個別）研修
包括研修	2時間30分以上																					
A C Q研修																						
個別研修	3時間以上																					
カード総合（包括・A C Q）研修																						
合同①（包括・A C Q・個別）研修	4時間30分以上																					
合同②（包括・個別）研修	4時間以上																					
合同③（A C Q・個別）研修																						
包括研修	2時間以上																					
A C Q研修																						
個別研修																						
カード総合（包括・A C Q）研修	3時間以上																					
合同①（包括・A C Q・個別）研修																						
合同②（包括・個別）研修	2時間30分以上																					
合同③（A C Q・個別）研修																						
<p>Q 5. 理解度測定の方法を教えてください。</p>	<p>A 5. 研修の最後に30分間の理解度測定を実施します。</p>																					
<p>Q 6. 理解度測定の問題はどのように用意すればいいですか？</p>	<p>A 6. 以下のいずれかの問題を使用することができます。</p> <p>(1) 協会が提供する会員主催研修用の理解度測定問題（30問）を使用します。</p> <p>(2) 協会が提供する理解度測定問題一覧から、協会が定める基準に基づき、30問を選択のうえ作成し使用することができます。</p> <p>(3) 上記（2）に、会員が特有の業務に応じた問題を作成して追加し使用することもできます。この場合は、5問（問題合計数35問）まで追加ができます。</p> <p>※（1）、（2）については協会で作成後、資格NETに常時掲出予定です。本年度は6月頃に掲出の予定です。</p>																					
<p>Q 7. 一般研修の修了要件を教えてください。</p>	<p>A 7. 指定された研修時間（上記Q 4. 参照）を受講し、かつ、理解度測定において7割以上の正解で修了者となります。</p> <p>なお、理解度測定はテキスト等を持込み参照することもできます（会員の判断によりテキスト等を参照せず理解度測定を行うことも可能です）。</p> <p><u>2巡目以降の受講者を対象に短縮した時間で行う一般研修における理解度測定には、教材等の持込は不可となります。</u></p>																					

<p>Q 8. 理解度測定において、修了基準を満たさなかった場合にはどうなるのですか？</p>	<p>A 8. 当該研修実施日が属する年度内において、再度、理解度測定のみを実施し、当該研修の基準を満たすことで修了が認められます。なお、この場合も講師資格者の監督の下で理解度測定を実施してください。</p>
<p>Q 9. 包括、アクワイアラ、個別の業務を営む会員ですが、必ず合同①研修を実施しなければならないのですか？</p>	<p>A 9. 全登録区分の業務を営む会員は、カード総合研修と個別研修をそれぞれ分けて実施することもできます。</p>
<p>Q10. 包括、アクワイアラ、個別の業務を営む会員ですが、全ての受講対象者が、必ずすべての登録区分の研修を受講しなければならないのですか？</p>	<p>A10. 原則、研修対象会員の登録区分に応じた研修を受講することになります。ただし、受講対象職員の担当業務が限定されている場合には、当該従事している業務に応じた研修のみの受講ができます。</p>
<p>Q11. 双方向性のあるテレビ会議システムを使用した研修も、会員主催研修としてみなされますか？</p>	<p>A11. 双方向性のあるテレビ会議システムを使用した研修も条件（即時かつ双方向での動画映像による通話ができること、等）を満たせば会員主催研修とみなされます。 詳細については、「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を参照ください。</p>
<p>Q12. 動画教材を使用し、双方向性のないテレビ会議システム等を活用した研修もできますか？</p>	<p>A12. 事前に協会に届出た動画教材等を使用して実施する場合は可能です。 詳細については、「2026年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領」を参照ください。</p>